

愛荘町避難行動要支援者名簿について

～大災害に備え、安心して暮らすために～

“避難行動要支援者”って何…??

高齢者や障がい者などの災害発生時に特に配慮が必要な方のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を“避難行動要支援者”といいます。愛荘町では次の基準に該当する方を避難行動要支援者としています。

- ①75歳以上の高齢者のみ世帯
- ②介護保険制度における要介護・要支援認定を受けている者
- ④身体障がい者手帳所持者(1級・2級・3級または聴覚・視覚・呼吸器機能障害4級)
- ⑤療育手帳所持者(知的障害の程度が重度である者)
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者(1級・2級)
- ⑦指定難病および小児慢性特定疾病児童(滋賀県知事その他の者から情報の提供があった者)
- ⑧母子健康手帳所持者
- ⑨0歳から小学校就学前児童
- ⑩外国人
- ⑪その他避難の際に支援が必要な者

愛荘町避難行動要支援者名簿とは…??

避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者(自治会・自主防災組織・消防・警察等)へ提供することで、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につなげるものです。

これまで避難行動要支援者名簿は災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に限り活用されるものでしたが、それでは突発的に発生する災害に対して、有効な避難行動を取ることができない恐れがあります。そこで愛荘町では令和7年4月に条例が制定され、これにより平常時から名簿を避難支援等関係者に提供できることとなりました。

なお、名簿があるからと言って災害時の避難支援が必ずなされるものではありません。また、避難支援等関係者は要支援者の避難について法的な責任や義務を負うものではありません。当然、支援者自身やそのご家族などの安全が前提となります。あくまで普段からの地域の支え合いの中で成り立つ制度です。

新制度の概要

「愛荘町避難行動要支援者名簿提供に関する条例」に基づき、町は避難支援等関係者に対して名簿を提供します。

避難支援等関係者が名簿を活用することができるのは、災害発生時、災害の発生する恐れがある場合、災害発生に備えて防災について協議する場合のみであり、防災以外の目的には活用できません。

拒否の申出について

新制度では個人の情報を防災のため避難支援等関係者に提供しますが、個人情報保護の観点から提供拒否の申出をすることができます。避難行動要支援者に該当する方で名簿情報の提供を拒否される場合は、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書を役場福祉課までご提出ください。(申出書は福祉課にございます。)

愛荘町の皆様へ

大きな災害時には、消防・警察・役場などの機関は町民皆さん全員のところに救助へ行くことができません。また支援にも限界があります。全員で災害に備え、誰一人取り残されることのないようご理解とご協力をお願いします。